

新旧対照表

「香川の証券総合取引約款」

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 第1章 証券総合取引 | 第1章 証券総合取引 |
| 第3条 申込方法等 | 第3条 申込方法等 |
| (1)～(3) (現行どおり) | (1)～(3) (省 略) |
| (4) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記(1)のお申込みの際に、その旨をお届いただけます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。 | (4) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、上記(1)の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届いただけます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。 |
| 第2章 証券総合口座サービスの利用 | 第2章 証券総合口座サービスの利用 |
| 第4条 ご入金、ご出金、日本MRFの自動取得・換金 | 第4条 ご入金、ご出金、日本MRFの自動取得・換金 |
| (1) (現行どおり) | (1) (省 略) |
| ① (現行どおり) | ① (省 略) |
| ② お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前営業日前日までに受入れたものについては、特にお客様よりお申出がない限り、日本MRFの自動取得を行います。 | ② お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の2営業日前までに受入れたものについては、特にお客様よりお申出がない限り、日本MRFの自動取得を行います。 |
| ③ (現行どおり) | ③ (省 略) |
| (2)～(4) (現行どおり) | (2)～(4) (省 略) |
| 第3章 日本MRF (マネー・リザーブ・ファンド)の契約 | 第3章 日本MRF (マネー・リザーブ・ファンド)の契約 |
| 第2条 申込方法 | 第2条 申込方法 |
| (1)～(2) (現行どおり) | (1)～(2) (省 略) |
| (削 除) | (3) 上記(1)に基づき口座を開設した場合には、証券総合口座開設のご案内を遅滞なく送付します。 |
| 第4条 取得時期・価額 | 第4条 取得時期・価額 |
| (1) 当社は、お客様から取得のお申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日本MRFをお客様に代わって取得します。 ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得のお申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。 | (1) 当社は、お客様から取得のお申込みがあった日の午後3時30分以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、午後3時30分を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日本MRFをお客様に代わって取得します。 ただし、払込金を申込日の午後3時30分以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得のお申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限りです。 |
| (2) (現行どおり) | (2) (省 略) |
| (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記(1)及び | (3) 申込日の午後3時30分を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、上記(1) |

(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、原則、当該計算日の翌日に、日本MR Fをお客様に代わって取得します。

(4) (現行どおり)

第7条 返還

(1) お客様は、自己の所有する日本MR Fを正午以前のお申し入れ、かつ申込日の受け取りをお申し出されたときは、当日を、正午を過ぎてお申し入れ、また正午以前のお申し入れであっても、翌営業日の受け取りをお申し出されたときは、翌営業日を支払日に（受渡日）といたします。

この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、受渡日の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。

(削 除)

(2) 返還請求の対象はこの契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。

(3) 上記(1)の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとします。

第11条 契約の解除及び届出事項の変更等

第14章第1条、第2条、第4条及び第5条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第4章 有価証券の保護預り取引

第6条 保護預り証券の口座処理

(1) 保護預り証券は、原則同一口座でお預りします。

(2)～(3) (現行どおり)

第5章 株式等振替決済取引

第4条 当社への届出事項

(1) (現行どおり)

(2) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、上記(1)のお申込みの際に、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

及び(2)の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日本MR Fをお客様に代わって取得します。

(4) (省 略)

第7条 返還

(1) お客様は、自己の所有する日本MR Fを解約請求の方法により、当社に返還を請求することができます。

この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。

(2) 当社の取扱店が相応の事由があると認めた場合、お客様は上記(1)の返還方法の他、買取請求の方法にり金銭の返還を受けることができます。

この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、買取請求日前日の基準価額をもって当該日本MR Fを買取り、以下に定める買取りによる返還金額の引渡しをもって返還に代えるものとします。

$$\text{買取りによる返還金額} = \text{買取請求日前日の基準価額} \times \text{買取口数}$$

(3) 返還請求の対象はこの契約の解約の場合を除き、元本部分のみとし、果実の返還は行いません。

ただし、第6条(1)に基づき最終営業日に元本に繰入れられた再投資口数に相当する部分については、当該最終営業日の翌営業日以降に返還請求を行えるものとします。

(4) 上記(1)及び(2)の請求及び返還は、所定の手続きによってこれを行うものとします。

第11条 契約の解除及び届出事項の変更等

第14章第1条及び第2条の各規定は、本章においてこれを準用します。

第4章 有価証券の保護預り取引

第6条 保護預り証券の口座処理

(1) 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

(2)～(3) (省 略)

第5章 株式等振替決済取引

第4条 当社への届出事項

(1) (省 略)

(2) お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、上記(1)の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

第5条 加入者情報の取扱いに関する同意

当社は、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第10章 投資信託の累積投資取引

第4条 金銭の払込み

お客様は、指定投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をそのコースに払込むことができます。

（削 除）

第9条 契約の解除等

第10条 その他

第11章 香川の投信積立プランの契約

第4条 買付代金の払込方法の指定

お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を次の方法により払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円（つみたてNISA対象銘柄は1千円）以上かつ1千円の整数倍の金額とします。

都市銀行等の金融機関の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの振替

振替については、当社指定の収納代行会社を経由した引落としとなります。

第13章 振込先指定方式の利用

第2条 指定預金口座の取扱い

(1)～(2) (現行どおり)

(3) 上記(2)にかかわらず、利金（最終金利を除きます）及び分配金（以下「利金等」といいます。）について所定の書面で振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。

第3条 指定預金口座の確認

当社は第2条により預貯金口座の変更があったときは、すみやかに「金銭振込先等のご確認のお願い」を送付しますから、記載内容を十分ご確認ください。万一、記載内容に相違あるときは、すみやかに当社にお申出ください。

第5条 加入者情報の取扱いに関する同意

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第10章 投資信託の累積投資取引

第4条 金銭の払込み

お客様は、指定投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をそのコースに払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを各コースお申込みのときに払込むものとします。

第9条 定期引出

お客様は、別に定めるところにより、累積投資に基づく有価証券の一部及び金銭の定期的返還を受ける契約を当社と締結することができます。

第10条 契約の解除等

第11条 その他

第11章 香川の投信積立プランの契約

第4条 買付代金の払込方法の指定

お客様は、指定投資信託の買付代金について、第2条により申込みを行った一定の金銭（以下「払込金」といいます。）を次の方法により払込むものとします。なお、払込金は、1銘柄につき1万円（つみたてNISA対象銘柄は1千円）以上かつ1千円の整数倍の金額とします。

都市銀行等の金融機関の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）からの振替

第13章 振込先指定方式の利用

第2条 指定預金口座の取扱い

(1)～(2) (省 略)

(3) 上記(2)にかかわらず、利金・分配金及び累積投資に係る有価証券の償還金（以下「利金等」といいます。）について所定の書面で振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。

第3条 指定預金口座の確認

(1) 当社は第2条により預貯金口座の指定があったときは、すみやかに「証券総合口座開設のご案内」又は「口座変更登録のご案内」を送付しますから、記載内容を十分ご確認ください。万一、記載内容に相違あるときは、すみやかに当社に

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第4条 指定預金口座の変更</p> <p>(1) 指定預金口座を変更されるときは、<u>当社所定の手続きにより届出</u>いただきます。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>お申出ください。</p> <p>(2) <u>上記(1)の「証券総合口座開設のご案内」及び「口座変更登録のご案内」については、個人のお客様に限り送付します。</u></p> <p>第4条 指定預金口座の変更</p> <p>(1) 指定預金口座を変更されるときは、<u>所定の用紙によって届出</u>いただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|---|--|

新旧対照表

「外国証券取引口座約款」

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 第2章 外国証券の国内委託取引 | 第2章 外国証券の国内委託取引 |
| 第7条 配当等の処理 (現行どおり) (1)～(4) (現行どおり) 2. 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」という。)の支払方法については、当社所定の <u>手続き</u> により当社に指示するものとします。 <div style="text-align: right;">以上</div> | 第7条 配当等の処理 (省略) (1)～(4) (省略) 2. 申込者は、前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」という。)の支払方法については、当社所定の <u>書類</u> により当社に指示するものとします。 <div style="text-align: right;">以上</div> |

新旧対照表

「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第6条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲 (現行どおり)</p> <p>①～⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ (現行どおり)</p> <p>(イ)～(ハ) (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>第6条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲 (省 略)</p> <p>①～⑥ (省 略)</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>(イ)～(ハ) (省 略)</p> <p><u>(二) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人等の</u> <u>上場株式等</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

新旧対照表

「香川のネット de らくだ取扱約款」

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第3条 本サービスのご利用 お客様は当社所定の<u>方法にてお申込みいただき</u>、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。</p> <p>2. 本サービスをご利用いただけるお客様は、次の各号すべてに該当する日本国内に居住する個人および国内法人に限らせていただきます。なお、法人のお客様のご利用にあたってはその利用者を届け出ていただきます。</p> <p>(1) <u>保護預り口座や振替決済口座など証券取引等を行うために必要な口座をご開設いただいていること(個人のお客様は証券総合口座をご開設いただいていること)</u></p> <p>(2) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>第6条 パスワードの管理 (現行どおり)</p> <p>2. お客様がパスワードを失念、または規程回数以上の誤入力が行われた場合、一時的にご利用できなくなります。ご利用の再開には当社所定の手続きにより、原則、お届け頂いている住所宛に仮パスワードを簡易書留により送付します。また、当社は、お客様のお取引の安全を確保するため、電話等でのパスワードの問合せにはお答えしないこととします。</p> <p>第11条 本サービスの解約 次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものといたします。</p> <p>(1) お客様が当社所定の<u>方法により</u>、本サービスの解約、または保護預り口座や振替決済口座などを解約し、当社との証券取引等を終了する旨を申し出られた場合</p> <p>第12条 届出事項の変更 本サービスのご利用に係る申込内容に変更が生じた場合は、当社所定の<u>方法にて</u>、お取扱店等へ速やかにお届けいただくものとします。なお、お届けがない場合には、予めお客様に通知することなく、契約を解除させていただく場合があります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>第3条 本サービスのご利用 お客様は当社所定の<u>申込書に申込本人がすべての必要事項を記入のうえ申込み</u>、当社が承諾した場合に本サービスをご利用いただけます。</p> <p>2. 本サービスをご利用いただけるお客様は、次の各号すべてに該当する日本国内に居住する個人および国内法人に限らせていただきます。なお、法人のお客様については、<u>部署単位での申込みとさせていただきます</u>、ご利用にあたってはその利用者を届け出ていただきます。</p> <p>(1) 証券総合口座をご開設いただいていること</p> <p>(2) ～ (5) (省 略)</p> <p>3～4 (省 略)</p> <p>第6条 パスワードの管理 (省 略)</p> <p>2. お客様がパスワードを失念された場合は、<u>当社所定の手続きにより確認あるいは新たに設定いただくものとします</u>。また、当社は、お客様のお取引の安全を確保するため、電話等でのパスワード問合せにはお答えしないこととします。</p> <p>第11条 本サービスの解約 次に掲げるいずれかに該当する場合は、速やかに本契約は解約されるものといたします。</p> <p>(1) お客様が当社所定の<u>届出書に必要事項を記載のうえ</u>、本サービスの解約、または証券総合取引の解約を申し出られた場合</p> <p>第12条 届出事項の変更 本サービスのご利用に係る<u>申込書等の記載事項</u>に変更が生じた場合は、当社所定の<u>書面等にて</u>、お取扱店等へ速やかにお届けいただくものとします。なお、お届けがない場合には、予めお客様に通知することなく、契約を解除させていただく場合があります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |

新旧対照表

「電子交付閲覧サービスに関する約款」

(下線部分変更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第3条 お申込方法</p> <p>お客様が「電子交付閲覧サービス」を申込み場合は、この約款の内容を承諾のうえ、当社所定の手続きにより申込みものとします。「電子交付閲覧サービス」に関する契約は、当社がお客様の当該お申込を承諾したときに成立するものとします。</p> <p>なお、お客様は、この約款第2条に基づく対象書面について、「電子交付閲覧サービス」を包括的に申込みものとします。</p> <p>第4条 対象書面の交付</p> <p>「電子交付閲覧サービス」による対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト(パスワード等の入力後に表示されるお客様の専用ページ。以下「お客様ファイル」といいます。)内に、PDF形式により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。</p> <p>当社は、対象書面をお客様ファイルに新たに掲載した場合は、「電子交付閲覧サービス」に登録されているお客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を通知するものとします。</p> <p>また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフト(※)を使用するものとします。対象書面は、お客様ファイルに掲載した日から5年間(法定交付書面のみ)、閲覧及びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による交付は停止します。ただし、当社が必要と判断した場合及びお客様が紙媒体による交付を希望する場合は、紙媒体による交付を行うものとします。</p> <p>(※「電子交付閲覧サービス」の画面上からダウンロードが可能です。)</p> <p>第6条 「電子交付閲覧サービス」の変更</p> <p>当社は、あらかじめ当社ホームページ等により変更内容を通知した場合は、「電子交付閲覧サービス」による対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。</p> <p>第8条 対象書面の郵送等による交付</p> <p>法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合、対象書面(既に掲載済みの対象書面を含みます。)を郵送等により交付することがあります。</p> <p>また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に「電子交付閲覧サービス」による提供は行いません。</p> <p>第9条 届出事項の変更</p> <p>お客様は、「電子交付閲覧サービス」のメールアドレス等の届出事項に変更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更内容について、速やかに当社に届け出るものとします。</p> | <p>第3条 お申込方法</p> <p>お客様が「電子交付閲覧サービス」を申込み場合は、この約款の内容を承諾のうえ、当社所定の申込書により申込みものとします。「電子交付閲覧サービス」に関する契約は、当社がお客様の当該お申込を承諾したときに成立するものとします。</p> <p>なお、お客様は、この約款第2条に基づく対象書面について、「電子交付閲覧サービス」を包括的に申込みものとします。</p> <p>第4条 対象書面の交付</p> <p>「電子交付閲覧サービス」による対象書面の交付は、当社ホームページからリンクするサイト(ログインID・パスワードの入力後に表示されるお客様の専用ページ。以下「お客様ファイル」といいます。)に、PDF形式又はHTML形式により記載事項を掲載することにより、紙媒体による書面の交付に代えるものとします。</p> <p>当社は、対象書面をお客様ファイルに新たに掲載した場合は、「電子交付閲覧サービス」に登録されているお客様のメールアドレスに新たな対象書面を掲載した旨を通知するものとします。<u>(お客様が、新たに掲載された対象書面の閲覧等を行ったことを当社が確認している場合は、当該通知を行わない場合があります。)</u></p> <p>また、お客様は、当社が提供するPDFファイルの閲覧及び印刷を行うことができるPDF閲覧ソフト(※)を使用するものとします。対象書面は、お客様ファイルに掲載した日から少なくとも5年間(法定交付書面のみ)、閲覧及びダウンロード並びにプリンター等による紙媒体への出力を可能とし、当社からお客様への紙媒体による対象書面の交付は停止します。ただし、当社が必要と判断した場合及びお客様が紙媒体による交付を希望する場合は、紙媒体による交付を行うものとします。</p> <p>(※「電子交付閲覧サービス」の画面上からダウンロードが可能です。)</p> <p>第6条 「電子交付閲覧サービス」の変更</p> <p>当社は、あらかじめ当社ホームページへの掲載又は電子メール等によりお客様に変更内容を通知した場合は、「電子交付閲覧サービス」による対象書面の交付方法及び形式等を変更することができるものとします。</p> <p>第8条 対象書面の郵送交付</p> <p>法令・諸規則の変更・監督官庁の指示又は当社が必要と認めた場合、対象書面(既に掲載済みの対象書面を含みます。)を郵送等により交付することがあります。</p> <p>また、この場合、郵送等により交付した対象書面について、事後的に、「電子交付閲覧サービス」による提供は行わない場合があります。</p> <p>第9条 届出事項の変更</p> <p>お客様は、「電子交付閲覧サービス」の申込内容に変更があった場合には、当社所定の手続きにより当該変更内容について、速やかに当社に届け出るものとします。</p> |

第10条 確認事項

- (1) (現行どおり)
- (2) 「電子交付閲覧サービス」のパスワード等を失念、または規定回数以上の誤入力が行われた場合、一時的に利用ができなくなります。利用の再開には、当社予定の手続きを行っていただいた後、当社にてパスワードの再設定等を行います。

(削 除)

第11条 契約の解除

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、「電子交付閲覧サービス」の契約は解除されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の方法により「電子交付閲覧サービス」の利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合、本サービスの利用は終了します。なお、本サービスの終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することがあります(お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存等を行ってください)。
- (2) お客様が保護預り口座や振替決済口座などを解約し、当社との証券取引等を終了する場合、上記(1)と同様に本サービスは終了します。なお、本サービスの終了にあたっては、既に電磁的方法により提供を行った対象書面について、お客様より消去する指示があったものとみなし、当社は記載事項を消去することがあります(お客様が必要な対象書面は、利用終了の申し出までに、書面の印刷・ファイルの保存等を行ってください)。
- (3) (現行どおり)

第12条 免責事項

- (現行どおり)
- ①～④ (現行どおり)
- ⑤ 第8条に基づく郵送等による交付により生じた損害
- ⑥ 第9条に基づく変更の遅延等により生じた損害
- ⑦ お客様がパスワード等の管理を怠ったことに起因するお客様ファイル内容の漏洩等により生じた損害
- ⑧ (現行どおり)

以上

第10条 確認事項

- (1) (省 略)
- (2) 「電子交付閲覧サービス」のログインID・パスワードについて、規定回数以上の誤入力が行われた場合は、「電子交付閲覧サービス」の利用を停止します。当該停止の解除は、当社所定の手続きにより、お客様の本人確認を行った後に行います。
- (3) 「電子交付閲覧サービス」のログインID・パスワードを失念した場合における当社からお客様へのログインID・パスワードの通知については、当社所定の手続きにより、当社所定の方法により行います。なお、当該手続きについては、一定の期間を要します。

第11条 契約の解除

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、「電子交付閲覧サービス」の契約は解除されるものとします。また、当該契約が解除され、お客様から「電子交付閲覧サービス」による対象書面の掲載を中止する旨の指図があった場合、お客様ファイルに掲載している対象書面の掲載を中止します。

- (1) お客様が当社所定の方法により「電子交付閲覧サービス」の利用中止の申し出を行い、当社がこれを確認した場合。
- (2) お客様の保護預り口座及び振替決済口座が閉鎖された場合。
- (3) (省 略)

第12条 免責事項

- (省 略)
- ①～④ (省 略)
- ⑤ 第8条に基づく郵送交付により生じた損害
- ⑥ 第9条に基づく変更の遅延等により生じた損害
- ⑦ お客様が ID・パスワード等の管理を怠ったことに起因するお客様ファイル内容の漏洩等により生じた損害
- ⑧ (省 略)

以上